

○キャスパ地下駐車場条例

平成25年6月24日

条例第33号

(設置)

第1条 中心市街地における自動車の駐車需要に応じ、もって道路環境の改善と市民生活の利便を図るため、キャスパ地下駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、次のとおりとする。

姫路市西駅前町88番地

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であって規則で定める大きさを超えないものとする。

(入出場時間)

第4条 自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場時間」という。）は、午前7時から午後11時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する入出場時間を変更することができる。

(駐車券の交付)

第5条 自動車を駐車場に入場させようとする者は、規則で定める駐車券の交付を受けなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車券の交付を行わないことができる。

(駐車期間の制限)

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車場に自動車を入場させた日から当該自動車を出場させることなく10日を超えて駐車してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(駐車料金)

第7条 利用者は、駐車場の利用に係る料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 駐車料金（第9条第1項に規定する前払式駐車券を利用する場合を除く。）は、別表

のとおりとする。ただし、第4条第2項の規定により入出場時間を変更した場合における当該入出場時間の変更後の駐車料金については、同表に定める額を考慮して市長が別に定めるものとする。

- 3 駐車券の交付を受けないで駐車場に自動車を入場させた者（駐車券を亡失し、又は破損した者を含む。）は、規則で定めるところにより、当該自動車に係る駐車料金を納付しなければならない。

（駐車料金の徴収）

第8条 駐車料金は、駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、前払式駐車券に係る駐車料金については、発行の際に徴収する。

- 2 前項ただし書に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ駐車料金を徴収することができる。

（前払式駐車券）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、券面額が10万円を超えない範囲で前払式駐車券を発行することができる。

- 2 前項の前払式駐車券は、その券面額の3割に相当する額の範囲内で規則で定める額を券面額から割り引いて発行することができる。

- 3 第1項の前払式駐車券には、有効期限を定めることができる。この場合において、当該有効期限の期間は、前払式駐車券の発行の日から6か月以上5年以下の範囲で定めるものとする。

- 4 利用者は、前項の規定により有効期限が定められた前払式駐車券を、当該有効期限を超えて使用することはできない。

（駐車料金の不還付）

第10条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（駐車料金の減免）

第11条 市長は、規則で定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

（駐車料金の不徴収）

第12条 次に掲げる自動車については、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に規定する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があるものとして規則で定める自動車

(割増金)

第13条 市長は、駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(利用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場を利用させないことができる。

- (1) 駐車場の収容台数を超える利用と認められるとき。
- (2) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (3) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (4) 人体に危害を及ぼすおそれのある物品又は発火、引火若しくは爆発のおそれのある危険物を積載しているとき。
- (5) 駐車場の施設その他の工作物若しくは駐車中の自動車を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第15条 利用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (5) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (6) 所定の場所以外の場所において、ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、利用者が前項各号に掲げる行為をしたときは、自動車の退場を命じることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 駐車場の設備その他の物件を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(供用の休止)

第17条 市長は、駐車場の補修その他特に必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

（指定管理者による管理）

第18条 市長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。この場合において、第5条第2項、第6条、第8条、第9条、第11条及び第13条から第15条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定方法及び選定基準）

第19条 駐車場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に駐車場の管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

（1）駐車場の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

（2）駐車場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3）事業計画書の内容に沿った駐車場の管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

（再度の選定）

第20条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあつては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

（1）候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

（2）次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第21条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の運営に関する業務

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

(平成26年4月25日告示第202号で平成26年4月26日から施行)

(準備行為)

2 第21条第1項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第18条から第22条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年3月28日条例第22号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第42号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第14号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日条例第１３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

駐車時間	駐車料金
入場から１２時間未満	次に掲げる額の合計額（１，５００円を上限とする。） (1) 入出場時間内 １時間を経過するまでは４００円とし、以後３０分を経過するごとに２００円 (2) 入出場時間外 ６００円
入場から１２時間以上	次に掲げる額の合計額 (1) １２時間につき、１，５００円 (2) １２時間に満たない時間に係る駐車料金については、次に掲げる額の合計額（１，５００円を上限とする。） ア 入出場時間内 ３０分を経過するごとに２００円 イ 入出場時間外 ６００円

備考

午後１０時３０分を過ぎて入場した場合（入場した日の午後１１時までに出場した場合を除く。）は、午後１１時に入場したものとし、午前７時３０分までに出場した場合（出場した日の午前７時以後に入場した場合を除く。）は、午前７時に出場したものとする。